

## 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会開催要綱

## 1. 目的

化学物質による業務上疾病が毎年200～300件前後発生しており、その発生状況を見ると、容器等への危険有害性の表示等により事業者・労働者に化学物質の危険有害性情報が伝達されていれば防ぐことができたものが少なくない。また、特定化学物質障害予防規則等においては、一日（8時間）のばく露量でみるとリスクの小さな作業でも、局所排気装置の設置等が必要となっており、リスクに基づいた規制への見直しの必要性が指摘されている。

平成17年、労働安全衛生法が改正され、化学物質の危険有害性情報を国際ルール（GHS）に基づいてラベル表示し、同情報を文書（MSDS）で提供する制度が定着しつつあり、表示等による危険有害性情報の伝達を、譲渡提供時のみならず事業場内での使用に拡大し、情報の活用を推進する必要があるが、今般、上述の課題に対応するとともに、平成14年の持続可能な開発に関する世界サミットの合意、これを達成するために平成18年2月に提案された「世界行動計画」に示された項目を踏まえ、わが国の学識経験者、労働者、産業界の代表を集め、職場における化学物質管理のあり方について検討を行うこととする。

## 2. 検討事項

- (1) 化学物質の危険有害性の伝達（ハザード・コミュニケーション）の促進
- (2) より受入れられ易い化学物質管理手法による自主的管理の促進
- (3) 現行規制の柔軟化・性能要件化
- (4) その他

## 3. 検討会参集者

別紙参照

## 4. その他

- (1) 本検討会に座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を依頼することができる。
- (3) 本検討会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、企業活動のノウハウに係る事案等を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (4) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課が行う。